

平成 19 年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画

平成 19 年 3 月 30 日決定

平成 19 年 12 月 7 日改正

北海道並びに青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県（以下「道及び 15 県」という。）のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）の処理を確実にかつ適正に実施するため、「北海道 PCB 廃棄物処理事業における PCB 廃棄物の搬入者等に対する指導等の方針（平成 19 年 1 月決定）」（以下「指導等方針」という。）3（2）及び「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成 17 年 3 月変更）」第 2 章 2（3）ア）に基づき、次のとおり、平成 19 年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画を定めます。

1 処理対象 PCB 廃棄物

北海道 PCB 廃棄物処理事業においては、次の PCB 廃棄物を処理します。

| | |
|--------|--|
| トランス類 | PCB を使用した高圧トランス、低圧トランス、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で 10 kg 以上のもの |
| コンデンサ類 | PCB を使用した高圧コンデンサ、低圧コンデンサ及びサージアブソーバで 10 kg 以上のもの |
| PCB 油類 | 廃 PCB 及び PCB を含む廃油 |

2 平成 19 年度処理計画

平成 19 年度については、「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、重点地域である北海道胆振支庁管内において収集運搬、処理を行うことを基本として、保管事業者及び使用事業者の理解のもと計画的かつ効率的に進めるものとしていましたが、JESCO 北海道 PCB 廃棄物処理施設の操業開始が平成 19 年 10 月から平成 20 年 4 月頃に変更となったことから、収集運搬、処理は行わないものとします（施設の試運転に使用する PCB 廃棄物は含みません。）。

また、平成 19 年度に処理を予定していた北海道胆振支庁管内の PCB 廃棄物については、平成 20 年度操業開始後速やかに処理するものとします。

なお、日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）は、計画的かつ効率的な処理を行うため、処理に当たって、多量保管事業者（PCB 廃棄物等を 30 台以上保管する事業者）を、ベースロードとして取扱うものとします。

また、処理施設の合理的な運転上必要な場合など次に掲げるものについては、重点地域以外からの収集運搬、処理ができるものとします。

- (1) 広域協議会で調整し、緊急に処理を行う必要があると認められたとき。
- (2) 合理的な運転を行うため、J E S C Oから搬入の要請があったとき。

3 適正処理を推進するための方策

P C B 廃棄物の確実かつ適正な収集運搬、処理については、指導等方針及び北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に定めるもののほか、次のとおり取扱うものとします。

(1) P C B 廃棄物の収集運搬

道及び15県は指導等方針に基づき、J E S C O等と協力し、P C B 廃棄物の収集運搬に携わる全ての者に対する指導等を行うなどして処理施設への安全かつ計画的な搬入を確保することとします。

また、収集運搬中の事故など緊急時における連絡体制については、別途定めることとします。

(2) P C B 廃棄物処理に関する普及啓発の実施

保管事業者等に対して処理の必要性や計画的な使用の中止などについて、期限内の処分と処理施設への安全で効率的な輸送が行われるよう、必要な情報の提供に努めるとともに、日本環境安全事業㈱が設置する「P C B 処理情報センター」において、処理施設の処理状況、環境モニタリング情報や15県の取組などに関する情報を発信します。

(3) 処理対象外 P C B 廃棄物

安定器などのP C B 汚染物や、いわゆる低濃度汚染物などの処理については、引き続き、早期にその処理体制を確立するよう国に要望していくこととします。

(4) 試運転

処理施設の安全な運転に向けて、平成19年3月から平成20年3月まで、処理施設の試運転を予定しており、その概要については、別紙「北海道P C B 廃棄物処理施設の試運転・収集運搬計画について」のとおりです。

(5) その他

このほか、P C B 廃棄物の処理に当たって必要な事項等については、北海道P C B 廃棄物処理事業に係る広域協議会等において協議、調整して定めるものとします。

北海道PCB廃棄物処理施設の試運転・収集運搬計画について

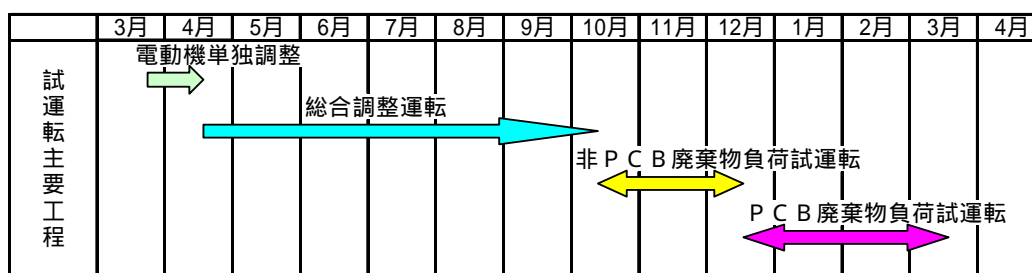
1 目的

北海道PCB廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）について、その保証性能と保管事業場から処理施設までのPCB廃棄物の安全な収集運搬及び緊急時における対応について確認することなどを目的として、日本環境安全事業（株）が安全、確実に行うものです。

2 試運転の概要

- ・この試運転を通じて、処理施設の性能保証事項である プラント設備能力、 環境保全性能、 作業環境性能を確認
- ・処理施設の運転業務を受託する会社が、処理施設を円滑に運転できるように実施
- ・試運転期間は、平成19年3月から平成20年3月までの予定

2.1 試運転の工程



2.1.1 電動機単独調整

各装置、機器の電動機結線などを確認

2.1.2 総合調整運転

機器のシーケンス制御¹の作動確認、機器調整運転を実施

2.1.3 非PCB廃棄物（PCBを含まないトランス等）負荷試運転

非PCB廃棄物を使用した設備毎の機能確認、設備調整及びプラント全体の機能並びに緊急停止機能²を確認

2.1.4 PCB廃棄物負荷試験

PCB廃棄物を使用したプラント全体の機能確認と処理対象物の種類に応じた前処理、液処理の運転条件及び性能の確認、卒業判定方法³及び迅速分析⁴体制の確立、一連の継続的な運転による性能を確認

* 1 シーケンス制御（Sequential Control）とは「あらかじめ定められた順序または手続きに従って制御の各段階を逐次進めていく制御」のこと

* 2 処理施設が安全に停止できる機能

* 3 PCB廃棄物が確実に処理されたことを確認する試験方法

* 4 運転管理状況や工程管理の必要な排気モニタリングを迅速に行うためのPCBの試験方法

3 試運転に使用する P C B 廃棄物等の確保及び収集運搬

3.1 試運転で使用する非 P C B 廃棄物及び P C B 廃棄物の確保

3.1.1 非 P C B 廃棄物

非 P C B 廃棄物は、中古のトランス 18 台及びコンデンサ 155 台を購入して使用

3.1.2 P C B 廃棄物

P C B 廃棄物は、室蘭市内などの保管事業者からトランス 21 台、コンデンサ 226 台、P C B 油（ドラム缶）101 本を譲り受けて使用

3.2 試運転に使用する P C B 廃棄物の収集運搬

P C B 廃棄物の収集運搬は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受け、かつ、日本環境安全事業(株)から入門許可を受けた収集運搬業者の中から選定

搬入経路は、操業開始後と同じ経路を使用（国道 3 6 号又は 3 7 号を經由して仲町ランプから処理施設に搬入）

収集運搬車両の運行状況は G P S システムにより把握して安全を確認

4 緊急時対応

処理施設の試運転時及び P C B 廃棄物の収集運搬時に、緊急事態を想定した対応訓練や通報訓練を実施

5 運転会社の作業員に対する教育訓練

試運転に先立って、平成 1 8 年 1 0 月から運転会社の作業員に対する教育訓練を開始しており、処理事業の基本思想から操作技術の習得に至るまで 5 段階分けて、平成 2 0 年 3 月まで教育訓練を実施

さらに、他の事業所における現地研修を平成 1 8 年 1 2 月、平成 1 9 年 2 月及び 3 月（予定）に行うなど、安全確実な処理体制を構築

6 その他

この試運転結果などをもとに、廃棄物処理法に基づく P C B 廃棄物処理施設の使用前検査や特別管理産業廃棄物処分業の許可申請を行い、道の許可を受けた後、平成 2 0 年 4 月に操業開始予定

平成19年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画新旧対照表

| 改正 | 現行 | | | | |
|---|--|--|--|-------|--|
| <p>平成19年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画</p> <p>平成19年3月30日決定 平成19年12月7日改正</p> <p>北海道並びに青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県（以下「道及び15県」という。）のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理を確実に実施するため、「北海道PCB廃棄物処理事業におけるPCB廃棄物の搬入者等に対する指導等の方針（平成19年1月決定）」（以下「指導等方針」という。）3（2）及び「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成17年3月変更）」第2章2（3）ア）に基づき、次のとおり、平成19年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画を定めます。</p> <p>1 処理対象PCB廃棄物</p> <p>北海道PCB廃棄物処理事業においては、次のPCB廃棄物を処理します。</p> <table border="1" data-bbox="217 1209 1099 1366"> <tr> <td data-bbox="217 1209 439 1366">トランス類</td> <td data-bbox="439 1209 1099 1366">PCBを使用した高圧トランス、低圧トランス、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で10kg以上のもの</td> </tr> </table> | トランス類 | PCBを使用した高圧トランス、低圧トランス、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で10kg以上のもの | <p>平成19年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画</p> <p>平成19年3月30日決定</p> <p>北海道並びに青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県（以下「道及び15県」という。）のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理を確実に実施するため、「北海道PCB廃棄物処理事業におけるPCB廃棄物の搬入者等に対する指導等の方針（平成19年1月決定）」（以下「指導等方針」という。）3（2）及び「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成17年3月変更）」第2章2（3）ア）に基づき、次のとおり、平成19年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画を定めます。</p> <p>1 処理対象PCB廃棄物</p> <p>北海道PCB廃棄物処理事業においては、次のPCB廃棄物を処理します。</p> <table border="1" data-bbox="1178 1209 2060 1366"> <tr> <td data-bbox="1178 1209 1361 1366">トランス類</td> <td data-bbox="1361 1209 2060 1366">PCBを使用した高圧トランス、低圧トランス、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で10kg以上のもの</td> </tr> </table> | トランス類 | PCBを使用した高圧トランス、低圧トランス、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で10kg以上のもの |
| トランス類 | PCBを使用した高圧トランス、低圧トランス、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で10kg以上のもの | | | | |
| トランス類 | PCBを使用した高圧トランス、低圧トランス、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で10kg以上のもの | | | | |

| 改正 | | 現行 | |
|--|---|--|---|
| コンデンサ類 | PCBを使用した高圧コンデンサ、低圧コンデンサ及びサージアブソーバで10kg以上のもの | コンデンサ類 | PCBを使用した高圧コンデンサ、低圧コンデンサ及びサージアブソーバで10kg以上のもの |
| PCB油類 | 廃PCB及びPCBを含む廃油 | PCB油類 | 廃PCB及びPCBを含む廃油 |
| <p>2 平成19年度処理計画</p> <p>平成19年度については、「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、重点地域である北海道胆振支庁管内において収集運搬、処理を行うことを基本として、保管事業者及び使用事業者の理解のもと計画的かつ効率的に進めるものとしていましたが、<u>「JESCO北海道PCB廃棄物処理施設の操業開始が平成19年10月から平成20年4月頃に変更となったことから、収集運搬、処理は行わないものとします（施設の試運転に使用するPCB廃棄物は含みません。）」</u></p> <p><u>また、平成19年度に処理を予定していた北海道胆振支庁管内のPCB廃棄物については、平成20年度操業開始後速やかに処理するものとします。</u></p> <p>なお、日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）は、計画的かつ効率的な処理を行うため、処理に当たって、多量保管事業者（PCB廃棄物等を30台以上保管する事業者）を、ベースロードとして取扱うものとします。</p> <p>また、処理施設の合理的な運転上必要な場合など次に掲げるものについては、重点地域以外からの収集運搬、処理ができるものとします。</p> <p>（1）広域協議会で調整し、緊急に処理を行う必要があると認められたとき。</p> | | <p>2 平成19年度処理計画</p> <p>平成19年度については、「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、重点地域である北海道胆振支庁管内において収集運搬、処理を行うことを基本として、保管事業者及び使用事業者の理解のもと計画的かつ効率的に進めるものとし、<u>処理量（施設の試運転に使用するPCB廃棄物は含みません。）は次のとおりとします。</u></p> <p>（1）トランス類 64台</p> <p>（2）コンデンサ類 807台</p> <p>（3）PCB油類 44本</p> <p><u>PCB油類については、ドラム缶（重量150kg）の本数によりその量を示しています。</u></p> <p>なお、日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）は、計画的かつ効率的な処理を行うため、処理に当たって、多量保管事業者（PCB廃棄物等を30台以上保管する事業者）を、ベースロードとして取扱うものとします。</p> <p>また、処理施設の合理的な運転上必要な場合など次に掲げるものについては、重点地域以外からの収集運搬、処理ができるものとします。</p> <p>（1）広域協議会で調整し、緊急に処理を行う必要があると認められたとき。</p> | |

| 改正 | 現行 |
|---|---|
| <p>(2)合理的な運転を行うため、J E S C Oから搬入の要請があったとき。</p> <p>3 適正処理を推進するための方策</p> <p>PCB廃棄物の確実かつ適正な収集運搬、処理については、指導等方針及び北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に定めるもののほか、次のとおり取扱うものとします。</p> <p>(1) PCB 廃棄物の収集運搬</p> <p>道及び15県は指導等方針に基づき、J E S C O等と協力し、PCB廃棄物の収集運搬に携わる全ての者に対する指導等を行うなどして処理施設への安全かつ計画的な搬入を確保することとします。</p> <p>また、収集運搬中の事故など緊急時における連絡体制については、別途定めることとします。</p> <p>(2) PCB 廃棄物処理に関する普及啓発の実施</p> <p>保管事業者等に対して処理の必要性や計画的な使用の中止などについて、期限内の処分と処理施設への安全で効率的な輸送が行われるよう、必要な情報の提供に努めるとともに、日本環境安全事業(株)が設置する「PCB処理情報センター」において、処理施設の処理状況、環境モニタリング情報や15県の取組などに関する情報を発信します。</p> <p>(3) 処理対象外 PCB 廃棄物</p> <p>安定器などのPCB汚染物や、いわゆる低濃度汚染物などの処理については、引き続き、早期にその処理体制を確立するよう国に要望していくこととします。</p> <p>(4) 試運転</p> | <p>(2)合理的な運転を行うため、J E S C Oから搬入の要請があったとき。</p> <p>3 適正処理を推進するための方策</p> <p>PCB廃棄物の確実かつ適正な収集運搬、処理については、指導等方針及び北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に定めるもののほか、次のとおり取扱うものとします。</p> <p>(1) PCB 廃棄物の収集運搬</p> <p>道及び15県は指導等方針に基づき、J E S C O等と協力し、PCB廃棄物の収集運搬に携わる全ての者に対する指導等を行うなどして処理施設への安全かつ計画的な搬入を確保することとします。</p> <p>また、収集運搬中の事故など緊急時における連絡体制については、別途定めることとします。</p> <p>(2) PCB 廃棄物処理に関する普及啓発の実施</p> <p>保管事業者等に対して処理の必要性や計画的な使用の中止などについて、期限内の処分と処理施設への安全で効率的な輸送が行われるよう、必要な情報の提供に努めるとともに、日本環境安全事業(株)が設置する「PCB処理情報センター」において、処理施設の処理状況、環境モニタリング情報や15県の取組などに関する情報を発信します。</p> <p>(3) 処理対象外 PCB 廃棄物</p> <p>安定器などのPCB汚染物や、いわゆる低濃度汚染物などの処理については、引き続き、早期にその処理体制を確立するよう国に要望していくこととします。</p> <p>(4) 試運転</p> |

| 改正 | 現行 |
|---|--|
| <p>処理施設の安全な運転に向けて、平成19年3月から平成20年3月まで、処理施設の試運転を予定しており、その概要については、別紙「北海道PCB廃棄物処理施設の試運転・収集運搬計画について」のとおりです。</p> <p>(5) その他</p> <p>このほか、PCB廃棄物の処理に当たって必要な事項等については、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会等において協議、調整して定めるものとします。</p> <p>(別紙省略)</p> | <p>処理施設の安全な運転に向けて、平成19年3月から9月まで、処理施設の試運転を予定しており、その概要については、別紙「北海道PCB廃棄物処理施設の試運転・収集運搬計画について」のとおりです。</p> <p>(5) その他</p> <p>このほか、PCB廃棄物の処理に当たって必要な事項等については、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会等において協議、調整して定めるものとします。</p> <p>(別紙省略)</p> |